

建設経済常任委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 9月16日（火）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委	員	長	海	東	一	弘
	副	委	員	長	染	谷	和 博
	委		員		佐	野	太 一
		〃			佐	藤	隆 治
		〃			入	江	洋 一
		〃			赤	羽	直 一
		〃			加	増	充 子 ば

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	総	務	部	長	吉	田	文	彦
	財	政	部	長	田	中	英	樹
	ま	ち	づ	く	り	振	興	部 長
	建	設	部	長	森	川	和	典
	都	市	整	備	部 長	渡	来	真 一
	総	務	部	次	長	浅	野	和 生
	ま	ち	づ	く	り	振	興	部 次 長
	ま	ち	づ	く	り	振	興	部 次 長
	建	設	部	次	長	立	野	啓 司
	都	市	整	備	部 次 長	海	老	原 輝 夫
	都	市	整	備	部 次 長	木	村	太 一
	総	務	課	長	蜷	原	一	雄
	市	民	課	長	中	村	有	幸
	財	政	課	長	稲	葉	克	彦
	農	政	課	長	土	谷	靖	孝
					安	田	徹	也
					谷	池	公	治
					染	谷		久

管 理 課 長	山 田 哲 也
排 水 対 策 課 長	飯 塚 稔
都 市 計 画 課 長	中 村 大 地
産 業 振 興 課 副 参 事	岡 田 崇
管 理 課 副 参 事	倉 持 哲 也
水とみどりの課副参事	仁 杉 繁 隆
都 市 政 策 推 進 室 長	中 野 潤 一
安 全 安 心 対 策 課 長 補 佐	真 田 幸 彦
財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
産 業 振 興 課 長 補 佐	秋 田 諭
農 政 課 長 補 佐	岡 田 直 樹
環 境 対 策 課 長 補 佐	村 松 裕 之
排 水 対 策 課 長 補 佐	佐 藤 弘 尚
都 市 計 画 課 長 補 佐	石 井 豪
中心市街地整備課長補佐	木 野 本 尚 希
中心市街地整備課長補佐	中 島 知 子
区 画 整 理 課 長 補 佐	荒 井 英 貴
区 画 整 理 課 長 補 佐	金 子 健
請 願 紹 介 議 員	金 澤 克 仁
議 長	山 野 井 隆
議 会 事 務 局 長	前 野 拓
議 会 事 務 局 長 補 佐	永 井 宏 幸
議 会 事 務 局 係 長	森 口 幹 大
議 会 事 務 局 主 事	大 場 真 爽

○職務のため
出席した者

○付 託 事 件 議案第42号 町の区域の変更について

議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）

議案第 44 号 令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

認定第 2 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について

認定第 6 号 令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について

請願第 12 号 旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願

○調査事件 所管事務調査（令和 7 年度第 1 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、重点調査テーマ「駅前のにぎわい創出」について、その他）

○審査の経過

午前 10 時 01 分開議

○海東委員長 ただいまの出席委員数 7 名。定足数に達していますので会議は成立します。ただいまから建設経済常任委員会を開会します。

本日の会議の映像は、市議会 유튜브 サイトでライブ配信します。また配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信を行います。そのため、市議会 유튜브 サイトから 2 種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

ここで本職より報告いたします。令和 7 年 9 月 2 日に、佐野太一議員が総務文教常任委員会から当委員会へ所属の変更を行いました。佐野委員、よろしくお願いいたします。

佐野委員より就任の御挨拶をお願いいたします。

○佐野委員 皆様おはようございます。このたび、総務文教委員会から所属変更でこちらの建設経済常任委員会のほうに参りました佐野太一と申します。今回、建設経済の委員会は初めてでございますけれども、これで全ての委員会を経験させていただくことができました。委員の役割をしっかりと務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○海東委員長 佐野委員、よろしくお願いいたします。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドブック스에登載したとおりです。委員各位に申し上げます。各委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。なお、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑のみで 5 分間です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らします。御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するようお願いいたします。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆さんに申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

それでは、議案第 42 号、町の区域の変更についてを議題といたします。議案第 42 号につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 42 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 42 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いいたします。今回の町の区域変更に関しまして、これを行うことによって住民への、例えば不利益になるような影響というのはありませんでしょうか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。佐野委員の御質疑につきましてお答えさせていただきます。不利益ということでございます。本地区の施行地内は住居表示実施区域でございますので、既に施行地区内に住んでいる方には住所が振られております。今回の町の区域の変更を見据えて住居表示を既に行っておりますので、住所が変更することはございません。地権者様に、地番が変わったり——所有の地番が変わっていくことになりますので、今後戸別説明にて説明させていただきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。じゃあ、登記とか、例えば宅配の業者の配達への影響とか、そういうのもあまりないってことですかね。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。そうですね、住所が変わりませんので、そういった影響はございません。以上です。

○佐野委員 ありがとうございます。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で議案第 42 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の所管事項についての質疑を打ち切ります。

次に、議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。議案第 44 号につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第 44 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 44 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 何点か伺います。この補正予算 1,500 万円ですよね。この説明書概要を見ますと、これについては「専門的な知識を有する業者に基本計画の策定等支援業務を委託します」ということなんですけれども、専門的な知識を有する業者とは、どういうところに当たるのか。

○海東委員長 中村次長。

○中村都市整備部次長 中心市街地整備課、中村です。お答えさせていただきます。今回、基本計画の策定支援等業務委託ということで、1,500 万円ほど計上させていただきましたが、今回の業務内容につきましては、基本計画の策定ということで、今までの基本構想とは異なりまして、各機能の規模や配置、フロア構成、諸室の面積といった具体的な、かつ詳細な事項を定めるということでもありますことから、図書館の企画・立案を専門分野とするコンサルであったり、また図書館の指定管理を行っているような実績が豊富な事業者、そういったところから事業の企画・立案等の支援を行っていただきたいということで考えております。なので、今回、業務委託ということでお願いしたいと思っております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そういう内容でコンサルまたは実績豊富な業者ということなんですけれども、その委託に当たって教育委員会との協議とか、そういう御意見とか、そういうのは抜きにしてやるということなんですか。

○海東委員長 中島補佐。

○中島中心市街地整備課長補佐 中心市街地整備課、中島です。お答えします。今回、策定を予定しています基本計画の内容、仕様書等につきましては、もう既に委託前の段階から教育委員会の図書館部門と協議して、どういった内容で委託をする仕様書を作成するかというのを進めておりますし、今後、委託した後におきましても、もちろん教育委員会と

共同して、そういった作業を進めてワークショップなりアンケートなり、そういったのを進めていきたいと考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これは私も一般質問とか、これまでの議会の中でも求めてきたんですが、教育委員会と関係なく進むものではなく、教育委員会と十分な協議をした上で、図書館関係者との話をして進めてほしいということを書いてきたんですが、そういう委託前に協議しているということで、具体的にはどういう内容で今回に至るまでの協議はされていたんでしょうか。

○海東委員長 中島補佐。

○中島中心市街地整備課長補佐 お答えします。まず、委託をするに当たっては、委託の仕様書のほうに内容のほうを述べさせていただいてるんですが、基本調査、現状分析、各種アンケート——中高生のアンケートですとか、市内企業従業員のアンケート、図書館利用者のアンケート、またワークショップ、そういったものを行いたいということで、その内容について、非常に細かいところまで図書館職員の方と話し合っ、て、どういった仕様書をもってすればよりよい意見が出るのかといったことを、もう既に動き出して協議を進めております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そして、この説明の中で主な委託内容として書いてあるんですけども、庁内関係部署、市内図書館で働くボランティア団体へのヒアリング等を実施するとかあるんですけども、この庁内関係部署というのは、教育委員会を考、えて、いるということ、で理解していいんでしょうか。

○海東委員長 中島補佐。

○中島中心市街地整備課長補佐 お答えします。もちろん図書館機能が中心になるので、教育委員会の図書館部門との調整が非常にウエートが多いかと思われ、ますが、ただ複合施設となっておりますので、現段階でも図書館——取手・ふじしろ図書館、生涯学習課、情報管理課、市民協働課、政策推進課、文化芸術課、公共施設整備課、産業振興課、管理課など、いろいろな部署との調整を検討しております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 主な委託内容の下の方に、「利用者及び管理者動線、各諸室や機能等の繋がり、ICT機器の導入や魅力的な配架の考え方等の検討」とありますけれども、この配架って図書館の本棚、そういうところをどうやっていくかということだと——そういうふうに見て、る、ん、で、す、が、これ図書館の仕事ではないですか。そこまでここを委託してしまう、ん、で、し、よ、う、か。

○海東委員長 中島補佐。

○中島中心市街地整備課長補佐 お答えします。今回、コンサルに委託するのは、あくまで業務の支援を委託するのでありまして、私どものほうはもちろん、主としてうちと教育委員会、図書館が進めていくのに専門的な知識が必要——特に書架の考え方とか、そういったのは最新の考え方ですとか近隣のやり方とか、そういったのを支援して、い、た、だ、い、て、

よりよいものをつくっていくというような形なので、コンサルに全部お願いするのではなくて、あくまで私どもがやる基本計画策定の支援をしていただくというような形になります。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 いろいろ説明されましたけれども、取手市の条例の中で行政組織条例というのがありますよね。その中でいろいろな部がうたわれているんですが、都市整備部は都市政策に関する事、都市計画に関する事、それから建築に関する事、駅周辺整備に関する事、区画整理に関する事というのが主な内容で条例にはうたわれているんですが、都市計画決定案は公共施設の規模を決めるだけ、そして中身については都市計画決定後、決めていくという説明がこれまでされてきたけれど、この今、具体的な私が申したところは、その所管は教育委員会にあると考えるんですが、この行政組織条例から見れば外れてないのかなって私は思ったんですが、そこについての考え方はどうなんですか。

○海東委員長 中村次長。

○中村都市整備部次長 お答えさせていただきます。今回、複合公共施設を整備いたしますのは、あくまでも再開発ビルの中に整備すると、こういうことであることから都市整備部で中心となって進めているというところではございますが、その中に入れる機能、そういったところにつきましては関係部署と綿密に調整などをしながら整備を進めていくということでもありますので、都市整備部だけで進めているということではなくて、市一丸となって全体で進めているということでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そもそもこの方針は、都市再生本部で方針が出されて取手市広報に出された内容だと思うんですけども、だったら、都市再生本部で、このような具体的なことを自分たちでつくっていくという考え方にはならなかった。あくまでも業務委託して、教育委員会を飛んで都市整備部がやっていくというところになった。そこら辺は、私の考え方、受け止め方は間違ってるんでしょうか。おかしいと思うんですが、どうですか。

○海東委員長 中村次長。

○中村都市整備部次長 お答えさせていただきます。もちろん取手駅周辺再生本部で内容などは議論をしていただいて、今基本構想をまさに支援を進め——基本構想の策定を進めているというところでございます。今回、業務委託料として計上させていただいたのは、その基本構想を具体的な形にするための基本計画の、あくまで策定の支援でございます。とはいえ図書館など、やはり公共施設の中でも専門性や特殊性を有する施設ということから、基本計画の策定に当たりましては、図書館などに関する施設計画の企画・立案などについての専門的な知見と豊富な経験を有する専門性の高い企業の力を活用したいというふうに考えているところでございます。とはいえ、こちら当然のことではあります、コンサルに策定作業を丸投げするわけではなく、あくまで基本計画の策定プロセスにおきましては、市が主導的な役割を果たしつつ、コンサルには計画策定に当たっての専門的な視点からの支援をお願いしたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○加増委員 はい、いいです。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で議案第 44 号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第 2 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。認定第 2 号につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。認定第 2 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、認定第 2 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 認定第 2 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について伺います。この取手駅北土地区画整理事業に要する経費が 8 億 4,602 万円ということで、令和 6 年の整備で大体終息になっていくという時期でしたよね、令和 6 年は。その中で、これ説明書では 242 ページの工事請負費一覧について伺いますが、これ、説明いただけますか、お願いします。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。加増委員の御質疑にお答えさせていただきます。決算報告書 242 ページに沿いまして御説明させていただきます。昨年度は、本事業に取りまして大きく 2 つの節目を迎えることとなりました。1 つが、昨年 7 月 30 日に新しい交通広場が開通したこと。そしてもう一つは、A 街区の土地の使用収益開始が 11 月下旬に全てなされたことで、使用収益開始率が 100%になったことです。

まずは、新しい交通広場の開通に際して行った工事としましては、この表の 1 段目、2 段目の工事でありまして、その 5 の工事とその 6 の工事、新しい交通広場を開通させるために歩道や車道の舗装、そして区画線工事等を行っております。

続いて、A 街区の土地の使用収益開始するための工事としましては、表の 3 段目、4 段目の工事でありまして、6 社総公区第 1-1 号都計道 3・5・39 号線道路擁壁工事及び同じく第 1-2 号 A 街区造成工事、この 2 つの工事にて都市計画道路の 3・5・39 号線の道路擁壁を構築しまして、再開発事業準備組合に対しては 2 断面の粗造成で土地をお返し、また、ほかの個人利用の方にはそれぞれ宅地造成工事を施工したものでございます。

続いて、表の第 5 段目と第 8 段目の 6 社総交公区 1-5 号と 1-10 号のこの工事にて、交通広場の開通後、行った工事でございます。駅ビル側の歩行者シェルターの設置の工事や、あとは一般車乗降場の対策としまして、車が入りやすいように縁石修繕したり、ゼブラ帯の設置したりを行った工事でございます。

最後に、令和 7 年度へ繰り越した工事としましては、表の 6 段目の 6 社総交公区第 1-6 号都計道 3・3・1 号及び 3・5・39 号道路築造工事、都市計画道路の電線共同溝

工事や歩道の仕上げ工事を施工し、5月末に完成しております。

そして表の9段目の工事は、ただいま工事しておりますペデストリアンデッキの床版工事でございます。こちらは劣化したペデストリアンデッキのタイルを撤去して、コンクリート舗装を施工し、プリントで仕上げていくような工事で、11月末に完成する予定でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これが令和6年度の工事ということなんですが、そうしますと、まだ終わってないよって部分がある。令和7年度に行くわけですが、ここで繰越額というのはどのくらい出ているんでしょうか。令和7年度に繰り越されてると思うんですが。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 区画整理課、稲葉です。お答えいたします。令和6年度の予算を令和7年度に繰り越した金額につきましては、1億1,884万4,000円でございます。主なものは、先ほどお話ししました工事の2本の後払い金と、あとそれに伴う——工事に伴う補償費となっております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次なんですが、ページは241ページに戻りますけれども、報告書の。総事業費が214億6,200万円ってありますよね。これまで委員会の中で、この214億円は増額しますよということが説明されましたけれど、ここは増額されないんですが、その関係——どのような流れでそのように増額になるのか、これは直接これには関係ないとは思いますが、お願いします。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。令和7年度におきまして、区画整理事業の最終手続による換地処分に向けて進めていく上で、事業計画書と換地計画書の整合性を図ることから、最新の登記情報及び出来形確認測量の測量結果を反映し、最終の事業計画変更を予定しております。その際に、本事業の事業費の総額についても見えてきましたので、最終的な事業計画変更を行う予定でございます。第7回事業計画変更で、この総事業費214億6,200万円に変更いたしました。それから、第8回事業計画変更にて、令和6年度を補助金の最終交付年度とするために、資金計画について交付金収入を令和7年度から令和6年度に前倒しいたしました。その際に御説明させていただきましたが、事業費の増額の見込みとしまして、建設資材や人件費の高騰、そしてA街区において個人利用のための造成工事や中断移転補償の期間の延伸などの理由により、約5億円ほど増額が見込まれることを報告させていただきました。このたび令和7年度に、最終的に事業総額の見込みが確定いたしますので、総事業費については約220億円に変更する予定でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、この令和7年度に見直しということで変更なんですが、第何回目になりますか。

○海東委員長 稲葉次長。

○稲葉都市整備部次長 お答えいたします。第9回事業計画変更となっております——の予定でございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次に、駅広が令和6年の7月30日に公開というか開放されたということで、皆さんお呼ばれになったと思うんですが、あのときに送迎スペースの問題、狭いんじゃないかなという話も出たかなと思うんですが、現在できた送迎スペースが狭い原因は3台しか入らない——車が駅に来るのに乗せてきた人を降ろして止めてというのは、3台しか止められない状況なんですけれども、今見てるとあちこちに止まっているのもありますけど、あそこに3台しか入らない中で、4台、5台ぐらいまでぎゅうぎゅうぎゅっと入っていて、道路が通れないということもあるんですが、この解決策は今どのように考えてますか。

○海東委員長 金子補佐。

○金子区画整理課長補佐 区画整理課、金子です。委員の質疑に対してお答えいたします。新しい駅前交通広場における一般乗降場のスペース確保に当たっては、公共交通として不可欠なバス停、タクシー乗降場及び優先乗降場の設置、歩行者通路の確保、エレベーターや階段などの昇降施設の新設、防火水槽といった水利施設などを整備した後に、限りあるスペースの中で何とか設けることができた一般乗降場になります。まず、この点について御理解いただければと思います。そして、この乗降場の整備に当たっても、茨城県警本部や取手警察と協議を重ね、規制標識の内容や設置位置、車線を横断しての乗り降り禁止、車線数の2車線指定など、細部にわたって指導を受けているため、一般乗降場の拡大は非常に難しい状況下でございます。そのため、市といたしましては、一般乗降場の利用の際、短時間での乗る、降りる、のお願いや、30分未満は無料であるウェルネスプラザ駐車場の活用を案内しているところでございます。今後も引き続き、長時間の停車車両を減らすため、取手警察署に駅周辺のパトロール強化を依頼し、1台でも多くの車両が利用していただけるよう広報活動に努めてまいります。また、あわせて駅に最も近いウェルネスプラザ第2駐車場を一般車の待機場として周知を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 確かに担当課としては努力されていることは承知しておりますけれども、ただ駅前を見ると、本当に朝、降りて駅に向かって、それで行っちゃう人ばかりじゃないんですよね。何分かそこに止まって——特にお迎えのときがそういう状況なのかなとは思いますが、そこに渋滞しているのと、あと治助坂のところ、セブンイレブン辺りとかウェルネスプラザの下の道路とか何台か止まっているんですが、この第2駐車場とかウェルネスプラザの駐車場を活用してくださいって、そのように促しているんだけど、なかなかその状況が解決されていないのではないかと、私は駅に行くたびに見てるんですけど、朝とかね。根本的な解決というのは、いろいろ努力してるけど難しい、やれる、どっちなんですか。

〔森口議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。今、御説明させていただきましたとおり、物理的には非常に厳しいという状況でございます。やっぱり、そのようなハード的なところの部分からの改善というところが難しい状況でもありますので、運用の中でいろいろと使っていただきたいというふうに市としては思っております。そのような中で第2駐車場の部分——新しい第2駐車場、2街区にありますけれども、この部分で30分無料なんで、そこで一時停車をしてもらって、その時間になったら広場のほうに向かってもらうという運用もお願いしてきた経緯もございますけれども、やはり今後はそれにプラスして、あの部分、30分停車無料でございますので、あそこでお帰りの方をお待ちいただいて、それで駅の中心部に——広場の中心部に入らずにスムーズな送迎ができるような、そういうような運用も一つプラスアルファとして考えて、今後周知を進めていきたいというふうに思っておりますので、現時点では、そのような運用をお願いしていきたいと考えているところでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 自治体によっては、駅の中心部に車を乗り入れないでその手前で降りて歩いていくとか、そういうやり方も取っていますけれども、そこに至るには、利用される方との協議というか、それは大事なことだとは思いますが、ただあのままで解決するのかしらってすごく心配なんです。せっかく駅広きれいになった、だけれど車の渋滞は変わらないという、特にあそこの。そういうところでは、やっぱりこれからも根強く、いろいろなことをやりながら解決策を見つけ出していきたい。一番いいのは、あのエレベーターのところの広いところに車が乗れるように幅広く道路が広がらないかということも考えたんですが、そういうことも一つかなと思うんですが、いかがですか。

○海東委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 お答えさせていただきます。やはり市民の方の御理解があってこそその運用だと思いますので、今後も粘り強くお願いのほうを進めていきながら、そういう適切な運用をお願いしながら努めていきたいと思っております。

○加増委員 頑張ってください。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、認定第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第6号、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定についてを議題いたします。認定第6号につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。認定第6号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、認定第6号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

加増委員。

○加増委員 認定第6号、令和6年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について伺います。報告書の302ページにあります競輪事業基金積立金・残高の状況として302ページにあるんですが、1億6,791万8,443円ということなんですが、この基金積立てという目的は何でしたっけ、私も——これをやったときは私ではない議員だったんですが、ちょっとここら辺かすんで忘れてしまいましたので、具体的に伺います。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 産業振興課の海老原です。お答えさせていただきます。競輪事業積立金ですが——基金の積立金なんですけども、こちらの基準というのは特段設けているところではないんですが、年度収益と一般会計の繰出金とのバランスを考慮しながら、随時、政策的判断の中で対応しているところでございます。臨時的な財政支出に対応するためということで積み立てているところではございますが、その中で例えば競輪場の大規模改修の工事の際に県の工事費用の一部負担など発生した場合、また開催延期など不測の事態が発生した際に運営経費の追加費用が発生した場合、また例えばなんですけども競輪事業がなくなるですとか、そういう清算金ですね——競輪事業で清算金が発生する場合、そういったところ、その不測の事態に対応するための基金の積立金になっております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 皆さんのおかげで思い出しました。確かに、この基金を積み立てていくというところで私の前の議員が提案してきたかなと思うんですけども、私たちも千葉の松戸競輪とかいろいろなところ、そして茨城県では土浦と水戸が撤退したという中で、清算金とかいろいろなところでお金が、大変な額が動いたというのは聞いております。そのために積み立てたらどうですか——ここが違うんですね。私たちは競輪事業を廃止するために、そういうお金がかかるから、そのための積立ても必要なんじゃないかって言ったら、大規模改修とか不測の事態とかそういうふうに使うとなったんですが、競輪をなくすとかそういう議論ではなく、この大規模改修、不測の事態ということで積み立ててきたんですが、これまでに活用された経緯というのはあるんですか。

○海東委員長 秋田補佐。

○秋田産業振興課長補佐 産業振興課の秋田です。お答えいたします。これまで積み立てまして、約1億6,700万円ということなんですけども、こちらのほう取崩しなどの措置をしたことはございません。以上でございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 取崩しなし。そうしますと、これはずっと何もなければ積み立てていくということですよ。それはそれで何かのときはということなんですが、これは取手市の——場所は取手市にある競輪場なんですけど、県の競輪場だから、県の大規模改修やるよと言ったときには、そこにもこのお金を充てていくということになるんですか。

○海東委員長 海老原次長。

○海老原まちづくり振興部次長 競輪場は県の施設ということで、県のほうで主体となっ

て——改修などがある際には、県のほうが主体となってやると思うんですけども、そちらの費用負担とかそういうところに関しては、とりわけ取決めがあるわけではございませんので、その際のいろいろ県との調整によって、そういったことが発生するのかなというのが協議されるというような形になると思います。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 大規模改修とか、3・11のように競輪場が使えなくなったとか、そういうことが起きてはいけないと思うんですけども、ここで改めて競輪を廃止するということも視野に入れていくということは、今のところは真っさらない、そういう状況ですか。——はい、以上です。

○海東委員長 森川部長。

○森川まちづくり振興部長 競輪場、市内にあるということで、今委員のほうからもおっしゃっていただきました。競輪場、自転車競技の会場になったり、市民に楽しんでいただけるイベント等の会場にもなってます。高校の自転車部の方の練習場、花火大会のときには臨時駐車場として利活用もさせていただいてます。今年度、決算のほうでも御報告させていただいたとおり、1億1,000万円、一般会計のほうに繰り出しをさせていただいております。今後とも、県をはじめとする各競輪施行者や関係機関と連携を図りながら、自転車競技法の目的に沿って適切に事業を運営してまいりたいと、実施してまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、認定第6号の質疑を打ち切ります。

次に、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、入江委員、染谷委員、佐野委員、佐藤委員、加増委員の5名から通告がありました。

最初に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしくお願いいたします。それでは、定住化促進住宅補助制度について質疑させていただきます。取手市では定住化促進を目的として、住宅補助制度をはじめとする各種支援策が実施され、一定の効果を上げているものと認識しています。これらの取組によって、令和6年度の取手市の転入超過数が県内第2位という実績に結びついたものと評価しております。特に子どものいる世帯に対して補助金の加算措置を設けるなど、子育て世代を意識した制度である点も注目すべき点・取組であり、市外からの移住を促すとともに、定住化を促進する重要な施策であると受け止めております。つきましては、本制度のこれまでの利用実績について、件数やおおよその傾向など現状について伺います。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。入江委員の御質疑に答弁いたします。現在実施している取手住ま入る（スマイル）支援プランには、一定の要件を満たす一戸建て住宅の建設・取得、またはマンションの購入における住宅ローンに対して補助を行う住宅取

得補助金や、自らの住居のために購入した中古住宅のリノベーション、または世帯員増員を理由とした、現に居住する住宅のリノベーション費用に対して補助を行う住宅リノベーション補助金がございます。これらの補助金は、取手市に人を呼び込み、長く住んでいただくことを目的とした制度になっておりまして、さらに中学生までの子どもがいる世帯に対し加算額を設定することで、特に子育て世代の呼び込みを図っているところでございます。

利用状況につきましては、申請件数における子どものいる世帯の割合が約6割であることから、子育て世代の定住化に一定の効果を上げていると認識しております。また、近年の認定件数の推移ですが、住宅取得補助では減少傾向にあり、住宅リノベーション補助は年によって多少ばらつきがあるものの、全体としては微増の傾向にあります。なお、本制度によって、平成28年度から今年の8月末までに約2,200人の定住化につながっているということでございます。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。補助制度の内容や利用実績について理解いたしました。本市が定住化の促進を目指し良質な住宅の確保を支援することで、市民の皆様に長く安心して住み続けていただくことは、まさに持続可能なまちづくりに直結する重要な施策であると受け止めております。しかしながら先ほどの答弁では、利用件数は年々減少傾向とありました。こうした利用状況の変化は、単なる数字の動きにとどまらず、本市が今後どのように若い世代や子育て世代を呼び込み、また既存の住宅ストックを生かしていくかという、まちづくりの方向性を示すものと考えられます。そこで伺いますが、これまでの制度の運用実績を踏まえ、現時点で浮かび上がってきた課題や改善すべき点について、どのように認識されているのか伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 都市計画課、石井です。入江委員の質疑に答弁いたします。とりで住ま入る（スマイル）支援プランの利用実績から見えてきた課題といたしまして、まず制度自体や取手市に住むことへのメリットのさらなる周知が挙げられます。現在、制度の周知方法としまして、ハウスメーカーを通して本制度を知る方が全体の約6割を占めていることから、茨城県南、千葉県北西部の住宅展示場を中心に、パンフレットの配備を行っております。さらに、市内外から若い世代や子育て世代を呼び込み、制度利用者数の増加を図るためには、新たなパンフレット配備場所の選定・追加の検討に加え、地価の安さなどもシティプロモーションとして広く発信していく必要があると考えております。

次に、現行制度の改善が挙げられます。本制度の利用に当たっては様々な要件を設定しておりますが、特に子育て世代の方からのお問合せ内容などから、住宅リノベーション補助において、世帯員が増加してから1年以内に申請しなければならないという要件は、出産してから生活が落ち着き、申請をするまでの期間としては短いという御意見をいただいております。制度の要件についても見直していく必要があるものと考えております。以上です。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。確かに、出産や育児が重なる時期には、制度を知っ

ていても期限内に申請できないといった事情も生じることもあるかと思います。そういった子育て中特有の事情にも配慮した制度になるよう工夫を重ねることは、制度の意義をさらに高め、利用促進につながるものと感じました。

次に、国の補助制度の動向について伺います。近年、国において住宅関係の補助制度の充実が図られてきています。国の制度は全国一律に活用できるため、利用者にとって選択肢が広がる反面、本市独自の補助制度の利用件数が減少している要因の一つともなり得るのではないかと考えられます。こうした状況は、市の補助制度の在り方を考える上で無視できない課題であると考えております。そこで伺いますが、国の補助制度の動向について、現時点ではどのように認識されているのか伺います。

○海東委員長 石井補佐。

○石井都市計画課長補佐 都市計画課、石井です。入江委員の御質疑にお答えいたします。国の住宅補助制度につきましては、近年、補助額や補助の対象となる範囲が拡充されてきており、今年度も住宅省エネ 2025 キャンペーンとして実施されております。この補助制度は、内容によっては取手住ま入る（スマイル）支援プランとの併用ができないものもあり、要件として年齢制限はあるものの、補助の種類によっては市の住宅補助制度よりも全体的に有利に設定されていることに加え――すみません、補助の金額に加え、長期優良住宅だけでなく、国が定める Z E H（ゼッチ）水準住宅や G X 志向型住宅といった高性能住宅も補助の対象としているなど、若い世代にとっては魅力的な内容として映ることも否定できないため、市の補助制度の利用件数に少なからず影響があるものと感じております。また、先ほど委員がお話しされましたとおり、国の補助制度は全国一律に活用できるものであり、必ずしも取手市の定住につながるものではないことから、市の補助制度を選択していただけるよう、国との差別化を図る必要があると考えております。以上となります。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。これまでの御答弁を通じて、制度設計の改善といった課題があるのではないかと思います。一方で、本制度は、住宅取得やリフォームを検討されている人を後押しするものであり、特に子育て世代にとっては安心して定住するための大きな支えとなる施策であると考えております。今後、これらの補助制度の利用者を一層増やしていくために、どのような対応を検討されているのか、考えを伺います。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。今後の対応につきましては、市の補助制度が抱える課題や国の動向を踏まえた上で、認定要件の緩和や補助金の加算額の見直しを検討し、市の補助制度の利用促進を図ってまいります。例えば、現行の住宅リノベーション補助における世帯の増の認定申請までの期間が 1 年以内となっておりますが、これを 2 年から 3 年の複数年へ期間を延長することや、両制度において加算要件となっている子どもの対象年齢や人数を反映させるなど、子育て世代にとって利用しやすい制度となるよう検討していきたいと考えております。今後も本市の定住化促進住宅補助制度が市内に長く住み続けていただく環境づくりにつながるものとなるように、利用促進に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

○海東委員長 入江委員。

○入江委員 定住化の促進は、本市の将来を左右する重要な課題であり、定住化施策はその中核を担うものであると考えております。特に、こどもまんなか社会の実現を目指す取手市において、子育て世代が安心して住み続けられる環境づくりは欠かすことができない取組だと思えます。そのようなことから、そろそろ執行部では令和8年度予算の要求時期に当たると思えます。これらの補助制度については、これまでの効果や実績を踏まえまして、予算配分の優先順位を高く設定していただくとともに……

〔森口議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○入江委員 (続) より多くの方に利用していただける制度となるよう、今後とも制度設計の検討と着実な推進をお願いいたします。以上です。

○海東委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 染谷でございます。よろしくお願いします。まずは、市営住宅について伺います。取手市の市営住宅、かなり厳しい状況にあるなというのは思っております。そこでお伺いしたいのが、現状と今後の方向性についてお伺いいたします。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 染谷委員の質疑に答弁いたします。市営住宅の現状でございますが、取手市の市営住宅は昭和40年代に建設された住宅が多く、現在、市内8団地267戸を管理しており、いずれも50年以上経過した住宅でございます。令和7年9月1日現在、市内市営住宅管理戸数267戸のうち133戸が入居されており、入居率は49.8%となっております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 49.8%しか入居していないという、この最大の理由は何でしょう。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。実際、私どもで今、市営住宅のほうで募集かけてる建物については、駒場A住宅・B住宅のみとなって、ほかに関しましては今現在入居の募集をかけておりません。その状況の中で、今年の10月に駒場A住宅・B住宅の入居募集を行います。A・B住宅とも、それぞれ1戸ずつ、合計2戸募集を行います。取手市のホームページや広報とりで9月15日号に掲載いたしております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、駒場のAとB以外の市営住宅については、今後どのようにしていくんでしょうか。

○海東委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。お答えします。そのほかの住宅については、今後については、そちらの住宅のほうは用途廃止のほうを行いまして、廃止の方向で進めております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 廃止の方向ということなんですが、それを廃止したときに駒場A・Bだけで足りるんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。今説明したとおり、現在、市営住宅は住宅の老朽化が顕著であります。建て替えの時期や長期的な維持管理の検討だけでは、市の住宅需要や財政状況から課題がございます。民間借り上げ方式を含めた様々な制度の導入につきましても、ほかの自治体の導入事例を参考にしながら検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 民間を借り上げてという話は前から出てるんですけども、それは何年後ぐらいを目標にというのは、そういうのはあるんでしょうか。

○海東委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。私どものほうでも、UR都市機構や民間アパート借り上げのほうについて、UR都市再生機構と協議を行い、令和3年・4年と行ってきたはいるんですけども、1戸貸しや1棟貸しなどの貸し出しはURさんのほうでは行っていない、10戸や30戸といったようなまとまった数であれば貸出しは可能という回答はいただきました。しかしながら、借上料と市営住宅の家賃のバランスに差異が生じていることや、市内のUR管理の住宅はエレベーターがついていないなど、バリアフリーの面があるものとして考えております。具体的な方針のほうは、まだ決まっていない状況にはなってます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 なるべく早めに決めていただきたいなと思っております。それでもう一つ、2番目の単身者の対応ということで、駒場A・Bというのは単身者の募集がないということなので、取手の市営住宅は単身者の募集が全く今後もしないということなんですが、その辺の対応はお考えでしょうか。

○海東委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 お答えします。市営住宅への入居相談についてですが、管理課の窓口や電話での入居相談を9月12日現在、28件の相談がございました。当市では、入居可能な住宅は駒場A・B住宅のみになります。間取り等の関係上、単身者向けの住宅ではありませんので、単身での入居希望の方々にはUR都市再生機構や県営住宅、民間管理の住宅——こちらは旧雇用促進住宅になりますけども、そちらの住宅のほうを御案内させていただいております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、市では紹介しかできないということになってしまうので、単身の方も今後、何か考えていただきたいと思っております。

次に、桑原地区のほうの北側の土地利用についてお伺いします。一般質問もさせていただきましたけど、何となく業務代行者任せというような感じを非常に受けてしまうんですが、その辺はいかがでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 染谷委員の御質疑に答弁いたします。確かに、事業協力者のほうか

ら業務代行方式の提案はいただいたところですが、こちらについては、やはり準備組合のほうで主体的に考えるべきと考えております。また、桑原地区のまちづくりの方針といたしましては、平成 29 年度に市が地権者の皆様と作成いたしました桑原周辺地区土地利用基本構想がございます。この基本構想では、桑原地区の土地利用の方針といたしまして、多くの人が集い、交流することができる複合施設の立地、そして商業業務系の沿道サービス施設等の立地、また新たな産業拠点としての土地利用の推進の 3 点を掲げております。このため、現在、準備組合が実施している業務代行者の候補者のヒアリングでは、この基本構想をしっかりと説明させてもらって、この土地利用方針を踏まえた検討を行っていただくことをお願いしているというところがございます。また、業務代行公募の手続におきましては、提案項目の一つとして、桑原地区全体の整備構想を御提案いただき、準備組合が主体となって、どの業者が桑原地区の事業に最も適しているのかを選定していくことを想定しております。桑原地区のまちづくりでは、広域圏を対象とした新たな都市型交流の拠点の創造を目標としておりまして、にぎわいづくりの具体的な機能については、多様な可能性を業務代行者と協議を重ねながら具体化していきたいと想定しております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 基本構想にある部分って、ほぼ南側だけでできちゃうような気がいたします。北側が今度、一体利用できなくなったということで、北側を新たに何か考えなきゃいけないということになってきたときに、取手市としてもっとこういうことをしたいとか、準備組合としてこういうことがあるんだとか、そういうのはないんでしょうか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課、中野です。お答えいたします。本事業の目的としましては、大規模な商業・業務施設を核とした活力創造拠点の創出でございますので、南北が一体となって相乗効果をもたらすような土地利用が望まれているものと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 今までは南北一体利用ということでやっていただけのことだったので、それでいいと思うんですけども、今度、南と北とで全く違う会社になってしまいます。それで一体利用というとな非常に難しいのかなと思うんですが、特に北側に求めるものというのは、取手市としては何を求めているんでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。北側に特に市として求めるものということでございますが、先ほど御答弁したとおり、土地利用基本構想の土地利用の方針に沿った内容で、北側と南側がお互いに共存・共用して、さらに相乗効果をもたらすような土地利用を望んでいるというところがございます。にぎわい創出に向けた北側の土地利用についても、今後想定される業務代行者との協議の中で整理をしていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○**染谷委員** 話を伺うにつれて、具体性がないなというのを非常に感じてしまって、それで事業協力者の皆さんとか、業務代行者の方すごいなと思って、それで考えてくるんだというのが非常に思うんですけども、もっと本当に具体的でないの。こうしたいとかああしたいとか全くなしで、業務代行者にこれだけでお願いしますというのも何かちょっと無責任な気がするんですけど、その辺いかがでしょう。

○**海東委員長** 浅野部長。

○**浅野都市整備部長** 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。今、委員おっしゃいましたように、具体的なものがないということでは決してございませんで、市として、まず目標として、準備組合と一体となってまちづくりを進めていく一番の目標としては、やはりにぎわいの創出、そして新しいまちづくり、人が憩うようなまちづくり、こういうものを考えながら進めていきたいというのは共有して持っているところでございます。その中で、今回のこの提案の変更に際しましては、やはり民間の方、要は業務代行者の方の多様なそして創造的なこういう提案をまずお聞きをして、各社さんがどのようなまちづくりの考え方を持っているのか。それに対応して、市としてそこにブラッシュアップをしながらどういうまちづくりを発展させていけるのかということで、こういうような構想の下で、まずは業代の選定に進んでいきたいというふうに思っております。なので、業代が提案したものが、そっくりそのままということでは決してないように進めていきたいと思っておりますし、どのような——この民間の方の斬新なまちづくりの考え、これに市がどう対応して、北側の部分も一体的に利用していくためにはどうというような考えで臨んでいくのがいいのかというのを、まずはそこで1段目として考えていきたいと思っております。その先に見えてくるまちづくりというような形で、流れを進めていきたいというふうに思っております。

○**海東委員長** 染谷委員。

○**染谷委員** それじゃ楽しみにしております。以上です。

○**海東委員長** 次に、佐野委員。

○**佐野委員** 佐野です。よろしく願いいたします。まず最初に、桑原地区の整備推進事業における業務代行方式導入に関する市の対応ということなんですけども、まず一つ、桑原地区活力創造拠点整備推進事業については、事業協力者からの業務代行方式の導入が提案され、年内の方針を決め、年度内の代行者選定を目指しているということは承知しております。しかし、事業協力者からの提案を受けた業務代行方式という意向を受けるに当たり、地権者主体の運営が担保されているのか、されにくいのではないかとちょっと疑問も考えるところです。現状に際しまして、準備組合の主体性の確保について、市はどのように認識しているのかをお伺いいたします。

○**海東委員長** 中村課長。

○**中村都市計画課長** 佐野委員の御質疑に答弁いたします。主体性の確保というところでございますが、本事業は組合施行でございまして、地権者の皆様が主体である事業であるため、地権者の皆様ご自身で意思決定を行うことが重要であるものと認識しております。このたびの事業協力者からの提案に対しましても、提案内容をそのまま受け入れるのでは

なく、準備組合が主体となってしっかりと検討し、判断することが必要だと考えております。業務代行者を選定するためには、地権者の皆様が判断できるための十分な材料を提供する必要があるものと考えておりまして、現在は準備組合の理事会を中心に業務代行候補者ヒアリングなどを行いまして、業務代行方式の検討を進めているという状況でございます。以上です。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 組合側が判断の材料ということで今、御答弁あったんですけど、それでしたら、ぜひ本当に組合側が判断する材料というのはもう多くていいと思うんですけども、全国にはいろいろなところに業務代行方式を導入した先行事例というのがあります。現在、近場でも導入しているところもありますけれども、こうした先進地を視察して、準備組合が業務代行方式について主体的に判断できる材料をより多く得るということは、実現可能性や事業への効果について検討する判断材料となり得ると思います。市として準備組合に対して、この先行例、もしくは先行地視察を促進するお考えはございますでしょうか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。委員おっしゃるとおり、地権者の皆様が業務代行方式の検討を行うに当たっては、業務代行方式の仕組みの理解や事例研究を行うことが、適切な判断をするために必要であると考えております。理解促進を図る手法としては、先進地視察とともに業務代行候補者とヒアリング——失礼しました。業務代行候補者とヒアリングと並行しまして、先進事例を踏まえた事例研究や専門家を招いての勉強会の開催など様々な手法が考えられますけれども、理解促進のための取組については、準備組合と相談しながら検討してまいります。以上です。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。視察に関しては、この業務代行方式を理解するという意味での視察と、あとその業務代行者を選定するに当たっての視察という知識の分け方も考えられます。ぜひその辺も踏まえてお願いしたいところでございますが、もし視察するに当たりましては、市として視察に支援、例えば同行するなど、そういったお考えなどもございますでしょうか。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。視察への市の同行ということでございますが、市のほうは準備組合の事務局を務めさせていただいておりますので、また取手市としてもこの事業については支援をしていきたいと考えておりますので、もし先進地を視察するのであれば、市の職員も同行して一緒に勉強していきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 ぜひよろしく願いいたします。それでは、続きまして災害時のペット同行避難における動物行政の役割について伺います。災害時の避難においては、ペットを連れて避難する同行避難が国や県でも推奨されています。本市でも、指定避難所で同行避難のみ行うことができます。しかし、現状は避難所での受入れ体制や、飼い主への周知啓発がまだ十分とは言えないと受け止めております。7月の避難訓練では実際のペット

同行避難が行われましたが、その際の課題も踏まえて、動物行政の所管でもあります環境対策課の役割や連携について伺いたしますが、まず役割についてお聞かせください。

○海東委員長 村松環境対策課長補佐。

○村松環境対策課長補佐 環境対策課、村松です。佐野委員の御質疑についてお答えいたします。取手市地域防災計画において、環境対策課は愛玩動物の保護対策を役割として位置づけられております。そのため環境対策課は、本年7月26日、TAC取手グリーンスポーツセンターで行った令和7年度避難想定訓練に参加いたしました。動物愛護協議会と連携し、実際に犬2匹を連れた避難行動を実施し、避難所での課題などを検証いたしました。引き続き訓練参加などを通し、防災担当課であります安全対策課をはじめ、県や関係機関、獣医師会、動物愛護関係団体、こういったところと連携を進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。今、連携というお話伺いましたが、庁内での連携についてちょっともう少し詳しく伺いたします。

○海東委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 お答えいたします。令和7年度水害時避難想定訓練に参加した動物愛護協議会の委員の皆様から、避難所での課題など、こういった意見の集約を行いました。いただきました御意見は、現行のペット避難同行マニュアルへ反映を行いたいと思っております。また、今回の訓練から出た課題などは、安全安心対策課や同じく避難訓練に参加した避難所運営を行う担当課など、課題解消について、今後協議を行う予定となっております。以上でございます。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。飼い主への周知徹底、周知の啓発などについて、環境対策課がどのように今後関与していくかということもお伺いたします。

○海東委員長 村松補佐。

○村松環境対策課長補佐 お答えいたします。飼い主の自助の啓発、これは災害時における人と動物の安全を両立させるために重要と認識しております。動物愛護イベントなどへ参加するときには、動物愛護を含め自助についての啓発活動を行ってまいりたいと思います。そのほか市のホームページや広報紙、SNS、こういったもので啓発活動を行っていきたいと思っております。また、これまでの周知方法に加えて、ペット同行避難マニュアルを狂犬病の集団注射のときに配布したり、動物病院と連携しマニュアルを置いてもらうなど、新しい取組についても検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○海東委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。続きまして、農業における災害対策・インフラ整備についてなんですけれども、近年、台風や線状降水帯によるゲリラ豪雨により、市内でも農地の冠水や排水不良による被害を心配するお声が上がっています。そこでまず、農地を守るという意味でも、その農業の対策について伺いたします。

○海東委員長 染谷課長。

○**染谷農政課長** 農政課、染谷です。お答えさせていただきます。台風や豪雨による農業被害を防ぐためには、農業用水を管理する土地改良区との協力が重要となってきます。市では、日頃から連携を図っておりまして、台風接近による大雨予想が事前に把握できるような場合、関連する土地改良区と用水の流量を調整してもらう等の働きかけを行っております。また機場のポンプの運転時間を早めたり、稼働時間を延長することにより、農業被害を防ぐ措置を講じております。突発的なゲリラ豪雨については予測が難しいところではありますが、庁内関係各課との情報共有、また気象台の情報等を収集した上で、改良区や機場操作員への連絡を取り、早急な対応が行えるよう準備しているのが現状です。また、昨年12月補正において計上させていただいた新川第二排水機場のポンプ自動運転については、まさにこういった突発的な豪雨に対応するために改修したものであり、効果はあると考えております。引き続き関係部署・機関との協力体制を維持しながら、農業における災害対策に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○**海東委員長** 佐野委員。

○**佐野委員** ありがとうございます。それでは市内の農業のインフラ、設備のインフラ、設備の整備などの現状についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○**海東委員長** 岡田補佐。

○**岡田農政課長補佐** 農政課の岡田です。御質疑にお答えいたします。基盤整備を含めた農業用排水路の整備、補修、維持管理等につきましては、主にその流域を管轄する土地改良区が行っており、市はその改良区が実施する事業に対して、負担金や補助金を支出しております。今後も、改良区が行うインフラ整備に協力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○**海東委員長** 佐野委員。

○**佐野委員** ありがとうございます。本当に災害等、いつ起こるか分からないということで、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

〔森口議会事務局係長ベルを1回鳴らす〕

○**海東委員長** 次に、佐藤委員。

○**佐藤委員** おはようございます。佐藤です。よろしくお願いします。私の質疑は、藤代庁舎周辺におけるムクドリの大群、ふん等の鳥害対策についてということで、何点かお尋ねさせていただきます。以前、取手駅の周辺のムクドリ対策、よくこの議案質疑等で——議案質疑じゃなくて議案外質疑とかでいろいろ発言されてることがありましたけども、今回、藤代庁舎の周辺、この水と緑と祭りの広場辺り、また電柱とか——谷中まで、ちょっと広範囲でしたけども、ムクドリの大群が見受けられましたが、市ではどのようにこの件を把握していたのか、まずそこからお尋ねします。

○**海東委員長** 蛭原次長。

○**蛭原建設部次長** 水とみどりの課の蛭原です。御質疑にお答えいたします。7月下旬に藤代庁舎の藤代総合窓口課より連絡を受けて把握いたしました。内容といたしましては、ムクドリの群れが日が暮れる頃、水と緑と祭りの広場に飛来し、メタセコイア3本を中心とする樹木をねぐらとしているというものでした。水とみどりの課では、連絡を受けたそ

の日の夕方、水と緑と祭りの広場に行きまして状況を確認いたしました。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。把握したときはどのような状況でありましたでしょうか。

○海東委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。日が傾く午後6時30分頃、10数羽程度のグループのムクドリが多方面から何グループも飛来し、周辺の電線などに一時期止まり、暗くなる前、最終的に数千羽を超えると思われるムクドリが一斉に上空を旋回し、水と緑と祭りの広場のメタセコイア3本を中心とする樹木の枝に飛び移り、ねぐらとしていることを確認いたしました。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。私もこの現場というか交差点——庁舎前の交差点に車で行ったときに、本当停止しているだけで、信号待ちしてただけでも、本当にふんが落ちてきたり、歩行者にも影響があったんじゃないかなと思うんですけども、どのような被害があったかどうか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○海東委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。ムクドリの大群でしたので、日が暮れてからも大音量による鳴き声があるとともに、樹木の下道路や地面にふんによる汚れ・臭いなどがありました。現在ではムクドリの飛来はなくなっておりまして、飛来がなくなった後、すぐに通路の洗浄や、落ちた羽などの清掃を実施したところでございます。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。どのように追い払いを行ったのか、その辺のところをお尋ねします。

○海東委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。現状の確認の後、対応策を検討し実施してまいりました。まずは、目玉の形をした威嚇用で風船にきらきらしたテープを巻いたようなものや、タカの形をして凧のように風を受けて空を飛ぶような鳥追いのカイト、こちらを広場のステージに設置いたしました。

次に、音での追い払いを行いました。火の用心などでカチカチと鳴らす拍子木、こちらを消防署よりお借りしまして追い払いのほうを行いました。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。いろいろ御対応ありがとうございました。現在はムクドリのほうもいなくなったというお話も聞いてますし、また先週、私も再確認というか——しに行ったところ、ほとんどいなくなってるという大変うれしい状況ではあったんですけども、追い払うことができたこの要因というのは、どんな要因があったんですか。

○海東委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。水とみどりの課の職員で先ほどの対応

策を実施している頃から、近隣の住民の方も追い払いを行っていただいたようで、しつこく追い払いを行ったことが功を奏し、ムクドリを追い払ったことにつながったものであると考えております。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。どこかに行って、その行ったムクドリがまた戻ってきてしまう可能性もあると思うので、その辺のところも引き続き監視を行っていただきたいと思いますが、今後の対策としてはどのようなことを考えていらっしゃるのか、お願いします。

○海東委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。水と緑と祭りの広場からはいなくなりましたが、夕方になると藤代庁舎周辺を群で飛んでいることは確認しております。ムクドリは、夏から秋にかけて集団でねぐらをつくる習性がありますので、今回広場に設置しました鳥追いカイトなどを冬前まで引き続き設置するとともに、水とみどりの課職員による見回りなどを実施し状況把握に努めてまいりたいと考えております。また、環境対策課とも情報共有しながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。鳥獣保護管理法の観点からなかなか、追い払うこと、また戻ってしまうこと、イタチごっこじゃないですけど、そういうふうにやっていかなきゃいけないと思うんですけども、柔軟に状況判断をしながらこの辺りを上手にやって、市民の皆さんからまた同じような苦情が来ないような対応策を今後とも続けていただけてますことをお願いして、質疑を終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○海東委員長 最後に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、先ほどお二人のほうからも出されましたが、桑原地区開発について伺います。18日の全協でるる説明されました。そしてここで伺いたいのは、まず2022年10月の桑原開発事業地権者懇談会が行われました。そして今回の地権者懇談会なんですが、その内容の相違点について伺いたいと思います。まず、平成30年に示されました地区整備構想、こういうのが前、会派説明資料で入ってるんですが、こういうのが出されましたけれども、この構想は今も生きているという状況の中で今後進めるのか、それについて伺います。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 加増委員の御質疑に答弁いたします。今、御質疑にありました平成30年の地区整備構想とのことですが、こちら平成29年度の事業協力者公募のときに、イオンモール・イオンタウン株式会社の共同事業体さんのほうから提案いただいたイメージ図を指しているものと思われます。こちらの地区整備構想については、このたびの提案を受けて大きく変わるものと考えられます。ただ、平成29年度に地権者の皆様と市で作成いたしました桑原周辺地区土地利用基本構想においては、広域圏を対象とした新たな都市型交流拠点創造のための商業・業務系施設を大街区で配置するといった、桑原地区のまち

づくりの方針については変更はございません。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 先日頂きました令和7年度……

〔「加増委員、マイク」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) ごめんなさい。令和7年政策情報紙、先日頂きましたが、この中にも令和6年度と同じような内容で説明されてるんですね。大きく変わらないとは言いますけども、事業協力者が替わり、この代行業者が入るという中で、やはり地権者の皆さんもちょっと気にしているところもあるんですね。私たちも何人かお伺いしたんですが、そういうところで非常に難しい問題だと。農家を受け継ぐ人がいない。そういう中で、さあこの土地をどうしましょうかって本当に皆さん大変な中で考えているんですが、またこのような同じ内容で進むのであれば、やはり考えるところも必要なんじゃないかという意見も出されたんです。それで、例えば、イオン側に歩行者プロムナード桜街道というのはここにもありました。これも同じように出されました。そしてこの代行業者が進めると言った北側のウェルネスステーションとか道の駅とか公園とかあるんですが、ここもこのまま踏襲されるのかどうかというのが心配されていました。地域の方々は、JAの病院があるので、そこをやっぱり健康づくりの何かにしてほしいんだという意見もあるんですが、そういった細かいことは代行業者が決まった中で進めていくのか。協議を進めるとおっしゃいましたけれども、いつ頃、こういう詰めた話はされていくんでしょうか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。今回の業務代行者の公募の際にも、こういった地区全体の整備の構想のほうを提案いただきたいと思います。その中で今年度、——年内に公募要項や採点基準を作成しまして、年明けに公募したいと考えております。その後、準備組合において書類やプレゼン審査等を行いまして、年度末には業務代行者を選定する、このようなスケジュールで考えております。こういった中で、早ければ令和7年度末には業務代行者の提案する地区整備構想が明らかになるのかなと考えております。なお、このスケジュールについては、あくまでも想定目標でございますので、業務代行候補者における検討に要する期間についても、しっかりとヒアリングを行って業務代行公募スケジュールについて精査してまいりたいと考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 次、換地についてなんですが、2022年10月の説明会の中で、換地については大街区の必要性和実現方策というところに、一般的な換地、これは照応の原則でやる換地、いつもの。それから、申出換地というのがあるんです。そして、この照応の原則は適用されず、この申出換地ってあるんですが、具体的にはどのように換地されるのか、そこら辺はどのような内容なんでしょうか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。桑原地区の土地区画整理事業におきましては、申出換地を採用する方針となっておりまして、これについては変更はございません。申出換地という手法は、元の土地の位置に制限を受けず、各地権者の将来の土地利用意向

に沿って換地先を定めるものです。また、本事業では地区全体の全ての土地が申出換地の対象となりますので、仮に事業協力者の土地利用範囲が提案のとおり一部の街区のみになったとしても、現在の所有地がどの位置にあったとしても、事業協力者に賃貸することや、その他の土地利用を行うことも可能な換地手法となっております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 今の説明だと、例えば、この当時の平成 30 年の地図なんですけれども、こういう内容で構想が出された。そういう中で、こっちに土地ある人がこっちに行く、こっちにある人がこっちに行くという、そういうふうはこの 65 ヘクタールの中は自由にそのようなやり方が可能だということなんですか。具体的にお願いします。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。そのとおりでございます。申出換地では土地利用者の——地権者が土地利用の意向に沿った街区へ申出をしていただくことで、その場所の土地の再配置を行うということですので、現在の——現位置の土地の位置には縛られないというのが基本的なルールでございます。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、例えばこの方が——これは道の駅とかいろいろな計画ありますけども、こちらのほうにうちの土地を——減歩した以外の自分の土地をこちらの方に貸したい、売りたい。こちらの人が減歩された以外の自分の土地はこちらに貸したい、売りたい。そういうのが自由になっていくということでもいいんですかね。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 基本的にはおっしゃるとおりでございます。再配置先の街区によって、土地の賃貸をするのが主たる目的とする街区であったりとか、売却を主たる目的とする街区など、将来それらの街区を利用するエンドユーザーさんの希望によって異なってきますが、今回、業務代行者の方式を検討しておりますが、業務代行者が連れてくる新たなエンドユーザーさんとか、あと地権者の意向を一致させるということができる手法でございますので、結果として地権者の意向に沿った対応が可能になるものというふうに考えております。以上です。

○海東委員長 残り 1 分 10 秒です。加増委員。

○加増委員 すみません。そうしますとここが南側をイオンが、そしてこっちは代行業者という話がされたんですが……

〔森口議会事務局係長ベルを 1 回鳴らす〕

○加増委員 （続）このイオンの活用地とこちらの用地との違いというのはそんなにない。ただ、ここをやるにはイオンですよという、単純なそういうことなんでしょうか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。委員おっしゃるとおりです。地区全体を業務代行者がコントロールしつつ、南側の大街区をイオンさんが出店を希望しているという状態です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 あと何秒……。

○海東委員長 45 秒。

○加増委員 造成についてなんですが、組合負担で行う持込み造成、それから——あっ違う。一般的な造成と持込み造成というのが、これまでイオンのほうから言われてきたんですが、この 2022 年と今回の説明会の中で違ったところがありますか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。これまで事業協力者のほうは、自分のところで自社で利用する土地につきましては、自社で造成工事を行う、いわゆる持込み造成を行うことを提案しておりました。このたびの提案があった地権者懇談会では、この持込み造成の取扱いについては、今後の協議の中で検討するといった説明であったことから、協議状況を注視していきたいと考えております。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 そうしますと、そういう中で地権者の負担については増えていくのではないかと危惧するんですが、どうなんでしょうか。

○海東委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。今後の持込み造成の取扱いにつきましては、先ほど答弁しましたとおり今後の協議事項となりますけれども、事業協力者の造成負担も含めて業務代行者が収支計画を作成しまして、地権者の皆様と業務代行者が双方合意の上で契約を結ぶことを想定しておりますので、地権者さんの負担についても業務代行者が決まった後の協議になってまいります。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 じゃあ、これからの協議ということでしたよね——これはこれからの協議ということでどうなるかは分からないが、造成については持込み造成と一般的な造成あるんですが、組合負担になっていくという可能性も大きいと……

〔森口議会事務局係長ベルを 2 回鳴らす〕

○加増委員 (続) ということですね。

○海東委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 どうなっていくのかはどうかということですが、まず業務代行者をしっかりと見つけてから——見つけることが本事業の確実性を高めるというところがございます。また、地権者の皆様の御負担、その持込み造成の取扱いについても業務代行者さんとの協議の中で決めていくことですので、今現在の中では何か決まったことがございませんので、お答えできる段階ではございません。

○海東委員長 以上で、当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

討論ございますか。

加増委員。

〔「マイクお願いします」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 討論なんです、議案第44号、認定第2号、認定第6号は反対の立場です。その議案第44号は、これまでも一般質問でも申しましたけれども、再開発に絡んだ問題なんですけれども、これは大事なのが教育委員会との協議がなかなか十分にされていない中で進んできたということでは、問題はあると思います。やっぱり十分な——担当の話を加味した上での中身にしていって、それは大事な点を抜かしているのではないかとということで、これは反対します。

それから認定第2号は西口都市整備、これは先ほどもありましたが、令和6年度は最後の整備ということで、令和7年度で終わるという駅前区画整理事業なんですけれども、なかなか32年——今になれば34年にもなるのかなと思うんですが、相当のお金を投入してきたということでは、やり方、手法にも大きな問題があったのではないかと。そして、ただ一つ気になるのは送迎のスペース、それがどうなるのか、やっぱり住民に安心して利用できるような駅前にしてほしいという願いは強いものです。よって、これは反対です。

認定第6号、競輪やりましたっけ——やりましたよね。競輪についても反対です。——反対だよ。それで、競輪事業は取手市の事業なんです、競輪場を使うということは、やぶさかに私は反対していません。自転車競技とか、子どもたちの事業に使うとかあるんですが、そこで競輪ということを行わない。それはやめて……

〔「レースしなかったら、客いねえじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 (続) いえいえ、大丈夫です。自転車競技とか、そういうところに大いに使っていきたい。それから、これはギャンブルですので、これにはまりこんでいくギャンブルの依存症も今問題になっておりますので、その点を申しまして反対。

〔「公営ギャンブルだよ、公営」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 反対で——反対です。公営は公営ですが、ギャンブルはギャンブルです。以上です。

〔「公営です。ちゃんと正式名称で言ってください」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。

議案第42号、町の区域の変更について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第42号は可決しました。

議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、議案第 43 号のうち当委員会所管事項は可決しました。

議案第 44 号、令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、議案第 44 号は可決しました。

認定第 2 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、認定第 2 号は認定することに決定しました。

認定第 6 号、令和 6 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 賛成多数です。よって、認定第 6 号は認定することに決定しました。

以上で当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

執行部の皆さんに申し上げます。この後、請願の審査に入ります。請願審査に関係のない執行部の皆さんは退席していただいて結構です。ありがとうございました。

休憩します。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 40 分開議

○海東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから請願の審査に入ります。

請願第 12 号、旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願を議題といたします。

本請願については、請願提出者から議会基本条例第 5 条第 3 項の規定による発言の申出はありません。本請願については、染谷委員から、紹介議員の出席を求め説明を求めたいとの申出がありました。

お諮りします。この申出のとおり、本請願の紹介議員であります金澤議員を当委員会に出席要求することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。したがって、この申出のとおり、本請願の紹介議員であります金澤議員を当委員会に出席要求することに決定いたしました。休憩し、金澤議員に出席要求いたします。

休憩します。

午前 11 時★★分休憩

午前 11 時★★分開議

○海東委員長 再開します。

ただいま、請願第 12 号の紹介議員であります金澤議員が出席しました。説明を求めます。

金澤議員。

〔「質疑だけ」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 失礼しました。これから紹介議員への質疑を行います。質疑ございますか。染谷委員。

○染谷委員 すみません。金澤議員、よろしくお願いいたします。できれば請願の代表者の方にお伺いしたかったんですが、ここで請願事項にございます多目的広場というのがあるんですけども、多目的広場というのとはどのようなものをお考えなんでしょうか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 ありがとうございます。金澤です。よろしくお願いいたします。この請願文書のほうにもありますように、跡地には雨水抑制施設の整備を検討しているということでございますので、それらが整備されるまでの暫定的な利用ということで、何か取手市の予算状況が厳しいということも事前に説明しておりますので、すごく華美なものであるとか立派な施設というよりは、ここにもありますように、身近な場所にあり気軽に訪れることができるような広場という認識であるということでございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、公園というどうしても遊具とか非常に考えがちなんですが、そういうものではなく整地をして——極端な話、整地をして芝を張って、フェンスがあって、そういうようなものでいいというような考えでしょうか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 遊具とか置いて大規模という形になりますと、本当に暫定利用というところからは外れてしまうおそれもありますので、繰り返しになりますが、華美な形にならないように、そういった広場という認識でよろしいかと思います。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 やはり公園となると、水道とかトイレとか非常に大きな問題だと思うんですが、その辺はやっぱり整備されてたほうがいいとお考えだったんでしょうか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 そこまで具体的な話は詰めておりません。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 では最後なんですが、ここ非常に広い面積ありまして、6,000 平米ぐらいあるそうなんですけど、これ全体じゃなくても、その一部でもいいというふうな認識でいいんでしょうか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 今、御指摘のような広さの面積でございます。市有地が約 6 割、借地が約 4 割でございます。借地の部分も含めた中で整地してもらえればということでありまして、どれだけの広さというところは、特に請願者の方々はおっしゃっていません。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願いします。これ整地というのは、この多目的広場として使用できるようになる、使用できるというレベルの段階まで整地をするということによってよろしいのでしょうか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 事前の執行部との聞き取り調査で、現状は大変凸凹してて、とてもそこで遊べるような状況じゃないという説明を受けております。その辺を解消した上で、その後、砂利を敷くのか、芝生を敷くのかちょっと分かりませんが、最低限、人が入って少し遊べるような状況ということによってよろしいかと思えます。

○佐野委員 ありがとうございます。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。

加増委員。

○加増委員 6,000 平米という広いところです。確かに私もこの保育所で 10 年ぐらい働いてました。子どもが運動会やるには大変いいところです。そういう中で、今回あそこが更地になったんですが、確かに草ぼうぼうでは何なんだろうと近所の人から言われているのは事実だと思います。そして、6,000 平米と今説明されて、6 割が市有地、4 割が借地ということなんですが、この 6,000 平米の中で、ここが市有地、ここが借地って真っ二つに割れるような状況なんでしょうか。そこはどんな形態になっていますか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 委員長、一応——何ていうかな、位置図の資料があるんですけども、これ加増委員にお渡ししても……。

○加増委員 ありがとうございます。はい、どうも。

○金澤議員 それを見た上で、さらに質問があればお願いいたします。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 借地がここだということで、そうすると市有地を今回は活用したいということでしたでしょうか。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 請願者の趣旨としては、市有地も含め、その借地も含めた全ての中で活用していただきたいということでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 これを見ると、借地——使いやすいですね。で、道路というのはこの県道の——見方そうですね、ここ県道ですね、ここが用水路、分かりました。私もここで働いていましたが、建物はこの借地が中心で建てられていたかなと思うんです、建物は。そうするとこちらの土地というのは、本当に水たまりになる状況だったんですよ。そういう中でここ整地するというのは、そういう水はけもある程度考えた整地をということだと思うんですが、遊べるところ、広場ということでは。そこまで含めて、ただ草を刈るだけではなく、そういうことも含めて求めているということなんですかね。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 当然、草を刈っていただいて、先ほども申しましたように、現状は凸凹して、とてもとてもそこに入って遊べる状況じゃありませんので、最低限その整地をしていただきたいと。あと、どれぐらいやるかというのは、当然、市の財政状況とかにもよりますが、最低限の広場としての機能を持たせていただければということでございます。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 この敷地 6,000 平米のところは、吉田保育所があったところと子育て支援センターがあったところだと思うんですが、私も下水道にずっと関係しておりましたが、ここは将来的には調整池なり雨水抑制施設・設備？の整備？をとということを検討されていいますが、それまでの間の暫定ということでもいいんですよね、理解は。

○海東委員長 金澤議員。

○金澤議員 はい。もちろん、そのつもりであります。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を打ち切ります。金澤議員、当委員会審査への御協力ありがとうございました。

次に、執行部に確認したいことはございますか。

染谷委員。

○染谷委員 それではお願いいたします。今回、これ目的外の利用になりますけども、それについて、もしここを公園にした場合、何か問題はあるんでしょうか。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 では、お答えさせていただきます。今回の請願に関しましては、あくまでも暫定利用ということで上がってきております。契約——契約書のほうでは、都市排水の敷地として使用・管理しまして、その他の目的のためには使用しないということが定められておりますので、この請願書にありますように多目的広場として利活用するためには、お借りしている土地所有者との協議が必要となってきます。以上です。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、土地所有者の方と、あとここ下水道組合ですかね——の同意が得られれば、利用も可能だということでしょうか。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 はい、そのとおりでございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 あと一つ、6,000 平米として非常に広い地域になりますので、これを全面整備するとなると、かなりの予算が必要になってくると思うんですけども——何とも言えないんですけども、これをもし全面を整備したとするとどの程度かかるというのは、何とも分かんないですかね。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えします。整備といっても、その整備の仕方にもよるといいます。それをどういったことにしてほしいとか、そういったことも今後協議とかは必要にな

ってくると思いますし、例えば今ある土をすき取ったりすると、その土地——こういったものがあるかも分からないので、そういった処分費用とかも発生すると金額ははね上がったりとかもしますので、その整備の仕方によって、この金額がかなり開きが出てしまいますので、それは今後進めていく中で、いろいろ話合いとかを持って決まってくるかなと思います。以上でございます。

○海東委員長 染谷委員。

○染谷委員 あと一つ、公園とか造りますと、やっぱり喜ぶ方がいる反面、近所の方がうるさいとか言うとか、そういうのもあると思うんですが、そういう場合——この場合は住民の皆さんから出た公園ですので、やはりそういう部分には住民の方で、町会などで対応していただければというふうに私も思うんですが、これ造った場合は、管理は水と緑じゃなくてどこがやるんでしょうか、もし造った場合ですけど。

○海東委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 お答えさせていただきます。例えば、雨水調節池を一時的に少年野球場であるとか、少年サッカー場だとかというような形態で利用している場所もあるかと思います。で、大変申し訳ないんですが、まだそこまでちょっと内部でも、部の中でも調整のほうは進んでおりませんので、そういったところも含めて今後の課題かと考えております。以上です。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

加増委員。

○加増委員 地域の皆さんの要望というのはよく分かります。草ぼうぼうで本当にもったいないな、使えたらということとはよく分かります。それで、私も一般質問でも伺った経緯があるんですが、あそこは排水対策課の管理下のところにあり、下水道としても雨水排水整備の中で、ここを調整池にするかどうかということも検討されてきました。私はそこに長町樋管がありますから、そこを関係しているというところでは、ここを活用して長町樋管の整備ということを求めてきたんですが、そうなるここはそちらに動くと思うんですが、それ、担当課としては、そういうふうに長町樋管のポンプ場とか調整池とか、そういうのはいつ頃を目途に考えているんですか。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えします。加増委員も下水道の議員さんやってらっしゃったと、その辺は取手地方広域下水道組合の中でいろいろ御存じかとは思いますが、いつ頃というのはまだ決まってはない状態でございますので、今後も下水道組合と協議・検討を進めていって、こういったもので整備をするかというのは決めていきたいと考えております。以上です。

○海東委員長 加増委員。

○加増委員 まだ活用は決まってないということなんですが、ここを広場として——暫定的な広場として利用するには、ある程度の期間というものの定めの中で——契約の中というか、決めていくかなと思うんですが、そこら辺についてはどこで決めれば——聞けばいいんでしょうか。こちらなんですか、こちらなんですか。——いつから始まるか

分らないんですが、そういう契約の場合は、そこも文言は入れていくということになるんですか。担当課のほうにお願いします。

○海東委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 今の段階ではまだ、いつまでとか、そういった文言は特には考えてはいないんですけれども、ただその事業課と言っても——大体その事業スケジュールとかが決まったにしても、国の補助金とかそういうのを入れながら整備を進めていくと思いますので、決まったからと言って、すぐにそこを調節池だったり、そういった雨水関係の施設になりますということじゃないので、その辺の時間の余裕はあるかなと思います。ただ現時点としては、まだいつまでとか、そういったところまで考えておりません。以上です。

○海東委員長 そのほかありませんか。——なしと認めます。これで請願第 12 号の質疑を打ち切ります。

当委員会に付託された請願の討論・採決を行う前に確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議は必要ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論がある委員は挙手願います。

加増委員。

○加増委員 この旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願については、賛成の立場です。今、金澤議員のほうからも説明ありましたが、ここはこの空いている土地を、目的は雨水抑制施設ということも関係してるんですが、市民にとってはこの広場をもっと子どもたちに、地域の人たちに活用してほしいというのは十分私も受け止めてます。ですから、ここはそういう暫定利用というのは大事かなと思うんですが、ただここでそのまま暫定利用だけで終わらず、やがてはこれは排水対策課の関係も出てくると思うので、市の考え方もある程度明らかにしていかなければ、地域の人たちの不安は大きいと思うので、排水対策課の施設を造っていく、ここでは雨水抑制施設とありますけれども、その整備もいつ頃になるのか、そこもある程度きちんと市の姿勢も示していくことも大事かなと思いますので、以上を申しまして賛成とします。

○海東委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第 12 号、旧吉田保育所跡地を整地し多目的広場として整備することを求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海東委員長 全員賛成です。よって、請願第 12 号は採択することに決定しました。

お諮りします。本請願を執行機関に送付し、処理経過と結果の報告を求めたいと思います

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。ありがとうございました。

委員はこのまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

正午休憩

午後 12 時 03 分開議

○海東委員長 再開します。

続いて、令和 7 年度第 1 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。サイドブック스에登載した表は、7 月 30 日の建設経済常任委員会の中で執行部から現状について調査を行い、各担当委員が建設経済常任委員会としての回答案としてまとめたものです。こちらの表の内容について御意見等のある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。それでは、サイドブック스에掲載した表について文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。令和 7 年度第 1 回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、サイドブック스에掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

休憩します。

午後 12 時 04 分休憩

午後 12 時 05 分開議

○海東委員長 再開します。

続きまして、当委員会の任期中における重点調査テーマ「駅前のにぎわい創出」についてを議題といたします。サイドブック스에登載した中間報告書案は、7 月 30 日の建設経済常任委員会の中で決定した提言事項に沿って、中間報告の報告様式に体裁を整えたものです。こちらの中間報告書案の内容について、御意見等のある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。それでは、サイドブック스에掲載した中間報告書案について、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。当委員会の任期中における重点調査テーマ「駅前のにぎわい創出」について、サイドブック스에掲載した中間報告書案を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海東委員長 なしと認めます。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで建設経済常任委員会を閉会します。

午後 12 時 06 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

建設経済常任委員会委員長

